

令和4年度 横浜子育てサポートシステム更新登録の御案内

日頃より、横浜子育てサポートシステム事業に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。
当事業では、例年、会員の皆様に、翌年度4月以降の会員登録継続に必要となる「更新登録手続き」をお願いしています。今年度から、更新登録の際の確認項目等を変更していますので、以下の内容を御確認いただき、手続きをお願いします。

【更新手続きの締め切り】

●オンラインによる手続き：令和4年3月31日（木）21時

●書類提出による手続き：令和4年3月22日（火）必着

上記期間に手続きがない場合、退会となりますので必ず手続きをお願いします

1 登録の継続を希望する方

(1) オンラインで更新手続きをされる方（推奨）

*横浜子育てサポートシステムホームページの【会員ページ】にログインし、手続きをお願いします。
詳しい方法は、別紙の「オンラインによる手続きの御案内」を確認ください。

(2) 「更新登録意向届出書」の提出で更新手続きをされる方

*同封の「更新登録意向届出書」をお住まいの区の区支部事務局に、郵送または御持参いただくことができます。

【オンラインの更新手順】

ア 横浜子育てサポートシステム HP の【会員ログイン】をクリック

【PCの方】

横浜子育てサポートシステム

検索

【会員ログイン】

イ ログインID（会員番号：送付宛名ラベルに掲載されています）
とパスワードを入力し、ログインボタンをクリック

ウ 「2022 年度更新」をクリック

エ 次の画面で「OK」をクリック



※初めてログインする方は、メールアドレスの登録とパスワードの設定をお願いします。

会員ログインから「初めてログインする方はこちら」をクリックし、設定方法を確認してください。

詳しい方法は、別紙の「オンラインによる手続きの御案内」を確認ください。

2 退会を希望する方【オンラインでの手続きはできません】

退会を希望される方は、「更新登録意向届出書」をお住まいの区の区支部事務局に、郵送か持参してください。

* 記入の際はボールペンを使用してください。(鉛筆・シャープペンシル・消せるボールペンは不可)

* 郵送いただく場合は、この御案内の最後にある「提出先住所」を活用いただき御自身で準備いただいた封筒に「提出先住所」と切手を貼って投函してください。

提出先：〒221-0044

横浜市神奈川区東神奈川1-29 東部療育ビル3階 神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ内
横浜子育てサポートシステム神奈川区支部事務局

退会された方は、会員証を返却していただく必要があります。

退会日以降、速やかに会員証をお住まいの区の区支部事務局に郵送・御持参ください。

【その他の御案内】

1 会員情報に変更がある方（転居、子ども追加、活動曜日変更等）

(1) オンラインで更新手続きをされる方

別紙の「オンラインによる手続きの御案内」の「3 会員情報変更手続きの手順」に沿って変更の手続きをお願いします。

(2) 「更新登録意向届出書」の提出で更新手続きをされる方

「更新登録意向届出書」の裏面「変更届」に変更内容のみを記入し、提出してください。

* 会員情報の変更は、更新登録期間に限らず、いつでもオンラインで手続きできます。

別紙の「オンラインによる手続きの御案内」を御確認いただき、手続きをお願いします。

* 3月31日21時から4月1日午前5時までは、システム処理のためログインできませんので御注意ください。

* 転居し居住区が変わっても、「会員証」はそのままお使いいただけます。

* 氏名変更及び会員種別の変更を希望される場合は、お住まいの区の区支部事務局にお問い合わせください。新たに会員証を発行しますので、御準備いただくもの等を御案内します。

2 預かりの活動を休止したい提供・両方会員の方

「更新登録意向届出書」の休止欄を記載し、お住まいの区の区支部事務局に御提出ください。

* オンラインでの更新手続きはできません。

3 手続きの状況は【会員ページ】で確認いただけます

*今年度からは、更新手続きが完了した旨のお知らせはお送りしません。

*更新手続きの状況は、【会員ページ】からログインし、確認ください。

更新手続きが完了すると「2022年度更新」の表示がなくなります。

期限内に手続きがなかった場合、4月1日以降は「年度更新が行われなかったため、利用できません」と表示されます。引き続き利用・活動したい場合は、お住まいの区の区支部事務局まで御相談ください。

*3月31日21時から4月1日午前5時までは、システム処理のためログインできません。

*オンラインでの確認が難しい場合は、お住まいの区の区支部事務局に御連絡ください。

4 小学校6年生のお子さんのみを登録している利用会員・両方会員の方へ

*小学校6年生までのお子さんが登録できる制度です。

*小学校6年生のお子さんのみ登録されている方は、自動退会となります。

*小学校6年生のお子さんのみを登録している利用会員または両方会員の方は

① 下のお子さんを新たに登録して、利用会員または両方会員として継続する

*生後57日から登録できます。

② 提供会員として継続する

等、別途手続きが必要です。更新手続き前にお住まいの区の区支部事務局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

《制度に関すること》

横浜子育てサポートシステム本部事務局
(横浜市こども青少年局 子育て支援課)
電話：045-671-4157
e-mail：kd-kosodate@city.yokohama.jp

《手続き関すること・活動や利用に関する御相談》

横浜子育てサポートシステム神奈川区支部事務局
電話：045-441-7708

-----✂キリトリ✂-----

〒221-0044

横浜市神奈川区東神奈川1-29

東部療育ビル3階 神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ内

横浜子育てサポートシステム神奈川区支部事務局

更新書類
在中

【会員住所】

【会員氏名】